

報 道 資 料

発表年月日 平成30年3月15日
 担当部署名 奈良県医療政策部保健予防課
 係・担当者 母子・保健対策係
 遠藤参事・筒井係長
 連絡先 0742-27-8661(内線 3133・3148)

旧優生保護法による不妊手術について

旧優生保護法に基づき、医師の申請による不妊手術（強制不妊手術）の件数等について、現存する文書により確認した結果は、次のとおりです。

1 本県における強制不妊手術に関する現存する文書

- ① 現存する簿冊 4冊「S24～S39年度優生保護審査会一件綴」（正副2冊）
 「S24～S45年度優生保護法一件」
 「S42～S58年度優生保護法一件」
- ② 簿冊内の文書 「優生手術申請書」、「優生手術適否決定通知書」、
 「審査会開催起案」、「審査委員の任免」等

2 本県における強制不妊手術の対象者と推定できる人数

36名（現存する「優生手術適否決定通知書」から優生手術の対象と推定できる人数）

※そのほかに、通知書以外の文書に何らかの記載のある人数が4名

※実際に優生手術が行われたかは、実施報告書等の書類が残っていないので不明

※調査期間：平成29年12月上旬～平成30年3月上旬

【年代別人数】

(人)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	計	(最低年齢)	(最高年齢)	不明
女性	3	12	11	26	18歳	38歳	2
男性	2	5	3	10	13歳	33歳	2
計	5	17	14	36			4

【理由別人数】

(人)

	4条 (遺伝性精神疾患等)	12条 (非遺伝性精神疾患等)	不明	計
女性	22	4	0	26
男性	8	1	1	10
計	30	5	1	36

3 国の統計資料における本県の強制不妊手術の状況（実際に手術が行われた件数）

(ア) 衛生年報（昭和24年～34年） 17名

(イ) 優生保護統計報告（昭和35年～平成8年） 3名

計 20名

※国の統計資料にかかる県からの報告文書の保存年限は5年

確認できる書類が現存していないため、国の統計資料との乖離の原因は不明